

○ 公民館の今後のあり方について

1 はじめに

公民館は、地域住民が主体的に行う生涯学習活動を支援するとともに、公民館と地域との連携を強化し、生涯学習の推進や学習成果をいかせる人材の育成、魅力ある地域づくりのために、地域が主役となって活躍する場を創出しています。

市では、第2次渋川市生涯学習推進計画で掲げる基本理念「ふるさと渋川を愛する人づくりのための生涯学習活動の推進」に基づき、4つの基本目標を達成するため、取り組んでいます。

【基本目標】

- ① 学ぶ（生涯にわたる学びの実現）
- ② 集う（集いによる人間関係を育む学びの実線）
- ③ 活かす（学習成果の地域活用）
- ④ 創る（地域の特性を活かす学びの創出）

2 位置付け等

(1) **社会教育法**（昭和24年法律第207号）ア 目的（第20条）

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

イ 公民館の事業（第22条）

公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- ① 定期講座を開設すること。
- ② 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- ③ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- ④ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- ⑤ 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- ⑥ その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(2) **公民館の設置及び運営に関する基準**（平成15文科省告示第112号）ア 対象区域（第2条）

公民館を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域（第6条第2項において「対象区域」という。）を定めるものとする。

イ 地域の学習拠点としての機能の発揮（第3条）

公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

ウ 学校、家庭及び地域社会との連携等（第6条）

公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。

公民館は、実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

エ 地域の実情を踏まえた運営（第7条）

公民館の設置者は、社会教育法第29条第1項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。

公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

3 コミュニティ・スクールの促進

(1) 学校運営協議会（社会教育関係者）

渋川南小学校	…	渋川公民館長	自治会長	育成会長
豊秋小学校	…	豊秋公民館長	自治会長	育成会代表
金島小中学校	…	金島公民館長	自治会長	育成会代表
伊香保小中学校	…	伊香保公民館長	社会教育委員	
小野上小学校	…	小野上公民館長	元公民館長	子育連会長
渋川中学校	…	自治会長		

(2) 地域学校協働本部

多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制として、平成27年の中央教育審議会の答申で提言されたものです。

連携の体制は様々な形態があり得るため、地域学校協働本部について法律上

の規定はありませんが、改正後の社会教育法の第5条及び第6条の規定では、教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供するに当たって、地域住民等と学校の連携協力体制の整備が求められており、地域学校協働本部の整備のための支援もその取組の一つです。

地域学校協働本部の整備にあたっては、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」を推進し、「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、「① コーディネート機能」、「② 多様な活動（より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施）」、「③ 継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）」の3要素を必須とすることが重要です。

市では、公民館運営審議会や各公民館における運営委員会、利用者団体等がこの役に相応しいと考えます。

《地域学校協働活動》

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して行う様々な活動です。

子供の成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域の創生につながっていくことが期待されます。例えば、子供たちが地域に出て行って郷土学習を行ったり、地域住民と共に地域課題を解決したり、地域の行事に参画して共に地域づくりに関わるといった活動が挙げられます。

4 課題

(1) 公民館の対象区域と学校区

渋川地区において、公民館対象区域と学校区が合致していないため、コミュニティ・スクール制度の導入を踏まえ、効果的、効率的な運営に向け、今後、調整する必要があると考えます。

【中学校】

	渋川	渋川東部	渋川西部	金島	古巻	豊秋
渋川中	◎	○			○	◎
渋川北中	○	◎	◎	●		○
金島中			○	◎		
古巻中					◎	○